

京都市自転車等放置防止条例による 自転車駐車場の付置義務について



京都市建設局
自転車政策推進室

目 次

目次	1
はじめに	2
自転車駐車場の付置義務とは	3
付置義務の対象となる地域	3
付置義務の対象となる者	3
付置義務の対象となる行為	3
付置義務の対象となる建物及び必要台数	4
施設規模に応じた緩和措置	5
業種に応じた緩和措置	5
増床時の緩和措置	5
自転車駐車場の区画基準	6
自転車駐車場の設置場所	7
自転車駐車場の利用者案内	7
自転車駐車場の管理	8
付置義務の届出手続	8
違反した場合の命令・罰則	8
(参考) 京都市自転車等放置防止条例(抄)	9～10

はじめに

今日、自転車は、市民の日常生活を支える手軽で便利な乗り物として、また、環境にもやさしく、健康的な交通手段として、多くの方々に利用されていますが、一方で、路上等に放置される自転車が長らく課題になっています。

京都市では、道路、公園その他の公共の場所の機能を保全するとともに、良好な都市環境を形成するため、昭和60年に京都市自転車放置防止条例(現在の京都市自転車等放置防止条例(以下「条例」という。))を制定し、自転車駐車場の付置(施設等に付属して自転車駐車場を設置すること)義務を課するとともに、放置自転車の撤去などに取り組んできました。

昭和60年10月1日の条例施行時は、食料品を取り扱う小売店舗のみを付置義務の対象としておりましたが、その後の社会状況等の変化に伴い、平成12年12月1日に、遊技場及び銀行・信用金庫にも対象を拡大した条例を施行しました。

さらに、繁華街等で自転車駐車場のない集客施設での放置自転車が問題となっていたことを受け、原因者負担の考え方に基つき、集客施設の設置者に、より広く自転車駐車場設置の責務をはたしていただくべく、平成21年10月1日に、飲食店、病院等、学習施設、博物館等、スポーツ施設、郵便局、映画館、カラオケボックス、レンタルビデオ店及び官公署を対象施設に加えた条例を施行しました。

条例は、道路など、公共の場所の機能を保持し、良好な都市環境を形成することを目的としたものですので、その趣旨を御理解いただき、自転車駐車場を適切に設置していただきますよう、御協力をお願いいたします。

自転車駐車場の付置義務とは

本市では、小売店舗、遊技場、銀行、飲食店、病院など、その店舗や施設等を利用する方が多いと見込まれるもののうち、その面積が一定の規模を超えるものを新設又は増設する場合、自転車駐車場を設置することを条例により義務付けております。

また、比較的規模の小さい店舗や施設、事務所等についても、条例による自転車駐車場の付置義務はないものの、当該施設の利用者等の駐輪需要に応じる規模の自転車駐車場を設置するよう努めてください。

歩道等に自転車が放置されていると、新たな放置を生むほか、障害のある方や高齢の方をはじめとする歩行者や緊急車両等の通行の妨げとなります。このような状態とならないよう、自転車駐車場の設置を義務付けているものですので、御理解・御協力をお願いいたします。

付置義務の対象となる地域

都市計画法に定められている「市街化区域」が対象です。市内のほとんどの地域が「市街化区域」に指定されています。

付置義務の対象となる者

対象となる施設の設置者（所有者）が自転車駐車場を設置しなければなりません。賃貸契約等により営業する場合でも、営業者ではなく、設置者（所有者）が対象となります。

付置義務の対象となる行為

対象となる施設を新設する場合や、既存施設の面積を増床する場合、自転車駐車場の設置が義務付けられており、届出が必要です（対象となる施設や面積は、次ページを御覧ください。）。

付置義務の対象となる建物及び必要台数

用途の区分	施設面積	施設面積に算定されるもの	必要台数
食料品等小売店舗	300㎡以上	売場、ショーウィンドー、ショールーム、サービス施設、物品等の加工修理場のうち顧客から引受の用に供する部分など（大規模小売店舗立地法第2条第1項による店舗面積）	20㎡ごとに1台
食料品を取り扱わない小売店舗	300㎡以上		20㎡ごとに1台
コンビニエンスストア	150㎡以上		20㎡ごとに1台
遊技場（パチンコ店、ゲームセンター等）	250㎡以上	遊戯室、景品交換所など	15㎡ごとに1台
銀行、信用金庫	400㎡以上	銀行室、一般応接室、ロビー、ショーウィンドー、ATM室など	25㎡ごとに1台
飲食店	300㎡以上	客室、待合室など	20㎡ごとに1台
病院等（病院、診療所、歯科医院等）	400㎡以上	一般外来診察室、一般外来検査室、待合室、会計室など	25㎡ごとに1台
学習施設（専門学校、学習塾等）	300㎡以上	教室、講堂、実習室、自習室、図書室、資料室など	20㎡ごとに1台
博物館等（博物館、美術館、図書館等）	1,050㎡以上	展示室、施設利用者のための売店など	70㎡ごとに1台
スポーツ施設（フィットネスクラブ、各種運動教室等）	250㎡以上	スタジオ、体育館、トレーニングルーム、プール、更衣室、休憩室、ロビーなど	15㎡ごとに1台
郵便局	150㎡以上	営業室、一般応接室、ロビー、ショーウィンドー、ATM室など	10㎡ごとに1台
映画館	450㎡以上	観客席、施設利用者のための売店など	30㎡ごとに1台
カラオケボックス	450㎡以上	客室、待合室など	30㎡ごとに1台
レンタルビデオ店	250㎡以上	商品陳列室、視聴室など	15㎡ごとに1台
官公署	400㎡以上	一般待合室、一般応接室、一般会議室、一般集会室など	25㎡ごとに1台

（注）一の建物に複数の用途区分がある場合
対象用途ごとの施設面積を当該対象用途に応じた上表の施設面積で除した数の合計が1以上である建物は付置義務の対象となります。

【例1】2階建てのうち、1階が病院（250㎡）、2階が学習塾（250㎡）の場合
 $250\text{㎡}/400\text{㎡} + 250\text{㎡}/300\text{㎡} = 1.458\cdots \geq 1$ となるため、病院、学習塾ともに付置義務の対象となり、以下のとおり算出します。
1階病院部分 = $250\text{㎡}/25\text{㎡} = 10$ 台
2階学習塾部分 = $250\text{㎡}/20\text{㎡} = 12.5 = 12$ 台（端数切り捨て）
⇒ 10台 + 12台 = 22台必要

【例2】2階建てのうち、1階が銀行（150㎡）、2階が飲食店（150㎡）の場合
 $150\text{㎡}/400\text{㎡} + 150\text{㎡}/300\text{㎡} = 0.875 < 1$ となるため、付置義務の対象とはなりません（努力義務は課されます。）。

施設規模に応じた緩和措置

設置面積が5,000㎡以上の非常に大きな施設については、次のとおり緩和措置を設けています。

施設面積	緩和措置
5,000㎡以上10,000㎡未満の部分	施設面積に応じて計算した台数の2分の1に軽減
10,000㎡以上の部分	施設面積に応じて計算した台数の3分の1に軽減

業種に応じた緩和措置

食料品を取り扱わない小売店舗及び飲食店については、その業種が多岐にわたり、駐輪需要が異なるため、業種に応じた緩和措置を設けています。

用途の区分	業種	緩和措置
食料品を取り扱わない小売店舗	衣料品店、園芸用品店、靴屋、スポーツ用品店、フラワーショップ、家電店、医薬品・化粧品店	施設面積20㎡までごとに1台の割合で計算した台数の5割に軽減
	家具店、カー用品店、ペットショップ、仏具店、自転車店、日本人形店、陶器店、寝具店、カメラ・時計店、金物店、宝石店、眼鏡店	施設面積20㎡までごとに1台の割合で計算した台数の1割に軽減
飲食店	日本料理店・中華料理店・西洋料理店などの各国料理店、ラーメン店・焼肉店・スパゲッティ店・カレー店・そば・うどん店・寿司店などの専門料理店、居酒屋等の酒場・ビアホール	施設面積20㎡までごとに1台の割合で計算した台数の5割に軽減
	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ	施設面積20㎡までごとに1台の割合で計算した台数の1割に軽減

増床時の緩和措置

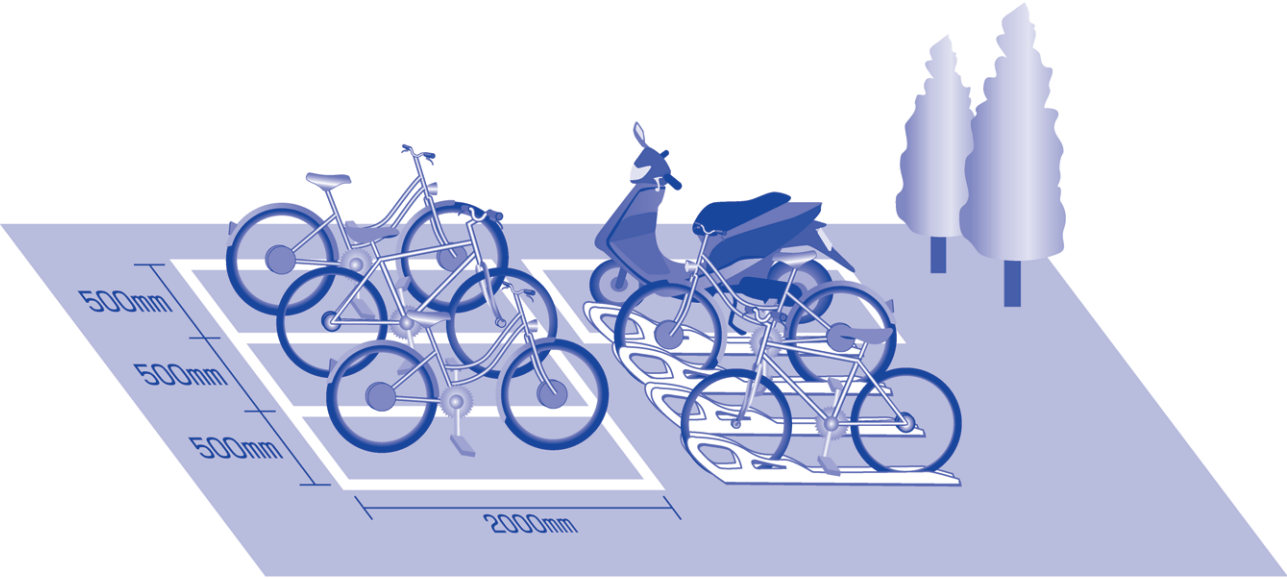
施設を増床する場合には、本来、既設部分を含めた施設面積に相当する規模の自転車駐車場付置義務が課されますが、既設部分の施設面積に応じた自転車駐車場の規模の9割を控除する緩和措置を設けています。

用途の区分	対象部分
食料品等小売店舗、コンビニエンスストア	昭和60年10月1日より以前から設置されているもの
食料品を取り扱わない小売店舗、遊技場、銀行	平成12年12月1日より以前から設置されているもの
飲食店、病院等、学習施設、博物館等、スポーツ施設、郵便局、映画館、カラオケボックス、レンタルビデオ店、官公署	平成21年10月1日より以前から設置されているもの

自転車駐車場の区画基準

自転車駐車場の設置に当たっては、その区画や形態について、以下の基準を満たしてください。

- 自転車駐車場の区画は、平置きの場合にあつては1台あたり幅0.5m以上、長さ2m以上を確保し、白線等でその範囲を明示してください。
ただし、ラック等を設置する場合は、ラックの数を基準とします。
(設置するラックのカタログ等の提出が必要です。)
- 設置される自転車駐車場は、付置義務台数のうち1割を目安に、原動機付自転車の駐車にも対応可能な形態のものとしてください。(区画は上記の基準と同等以上を確保してください。)
ただし、原動機付自転車駐車場を別に設けるときは、この限りではありません。
- 自転車駐車場内に通路がある場合は、その通路の幅を概ね1.5m以上としてください。



自転車駐車場の設置場所

自転車駐車場は、施設敷地内又は当該敷地からの歩行距離がおおむね50m以内の場所に確保してください。

ただし、その場所に自転車駐車場を設置することが困難であると認める場合は、当該敷地からの歩行距離がおおむね250m以内の場所に設置することができます。

また、施設敷地内であっても、自転車駐車場を屋上に設ける場合は、自転車を容易に積載できる大きさのエレベーターを設置するほか、他の施設利用者の動線と輻輳しない動線とするなど、利用者への安全面での配慮をお願いします。

自転車駐車場の利用者案内

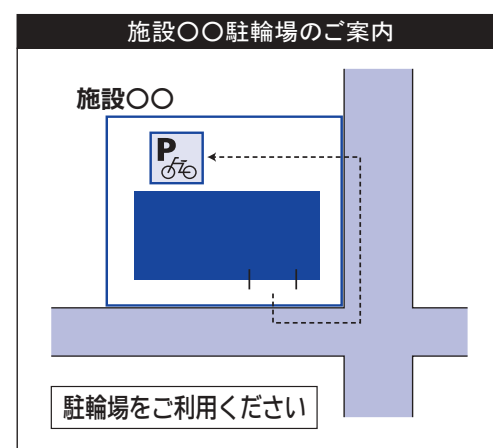
自転車駐車場の入口には、自転車の図記号（日本工業規格Z8210号）を用いた標識を設置し、利用可能時間・利用料金・利用方法・利用上の注意・施設管理者の連絡先を記載した表示板を設置してください。



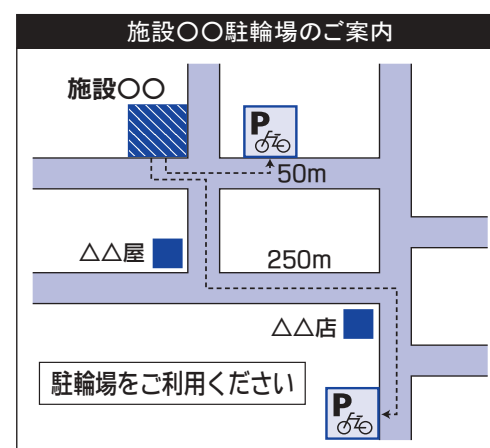
	施設〇〇駐輪場
利用可能時間：	
利用料金：	
利用方法：	
利用上の注意：	
施設管理者の連絡先：	

自転車駐車場が施設の入口付近から見えにくい場合は、施設の入口に自転車駐車場の場所を明示した案内板を設置してください。

特に、敷地外や地下・屋上等に自転車駐車場を設置する場合は、自転車駐車場への経路を示す案内板を施設の出入口など利用者の見やすい場所に設置してください。



施設敷地内の場合



施設敷地外の場合

自転車駐車場の管理

自転車駐車場内に自転車が長期間放置されたり、施設利用者以外の者が駐輪したりすることで、自転車が道路にあふれることがないように、適切な管理をお願いします。

なお、付置義務により設置した自転車駐車場は、その施設の利用者が適切に駐輪できるよう、設けたものですので、他の用途への転用は届出が必要です。また、他の用途に転用する場合においても、付置義務台数は確保していただく必要があります。

付置義務の届出手続

届出に当たっては自転車駐車場設置届（第4号様式）及び添付書類を提出してください。提出する書類は、建築確認申請等の他法令に基づき提出する書類と相違のないようにしてください。

「自転車駐車場設置届に必要な添付書類」

- ・付近見取図
- ・施設配置図
- ・自転車駐車場配置図
- ・施設各階平面図（施設の用途ごとに範囲を明記）
- ・自転車駐車場平面図（区画の寸法、表示板及び案内板の位置・仕様等設置内容のわかるもの）
- ・自転車駐車場の管理の方法を記載した書類
- ・自転車駐車場付置義務の台数算定根拠 など

また、届け出た事項を変更する場合は自転車駐車場等変更届（第5号様式）を、自転車等付置義務の対象となる建物を購入や相続等により取得された場合は自転車駐車場設置義務者地位承継届（第6号様式）を提出する必要があります。

各様式は、京都市ホームページ

（<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000142254.html>）からダウンロードして御利用ください（右側の二次元コードからアクセスしていただくか、「京都市 駐輪場 付置義務」で検索してください。）。

また、ホームページには、頻繁に寄せられる御質問に対する回答も掲載しておりますので、御覧ください。



京都市 駐輪場 付置義務

検索

違反した場合の命令・罰則

京都市自転車等放置防止条例に定められた事項に違反した場合には、措置命令や罰金を科されることがあります。

（参考）京都市自転車等放置防止条例（抄）

（大規模施設を新設する場合における自転車駐車場の設置）

第9条　都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域（以下「市街化区域」という。）内において大規模施設を新設する者（区分所有に係る施設にあっては、対象用途以外の用途に供する部分のみを設置する者を除く。）は、顧客の利用に供するため、対象用途に供する部分における営業の開始前に、当該大規模施設の敷地内又は当該敷地に到達するために歩行する距離がおおむね50メートル以内である場所に、施設面積に応じ、別表第2に掲げる台数の自転車を駐車することができる規模の自転車駐車場を設置しなければならない。ただし、その周辺の土地利用等の状況から当該敷地内及び場所に当該規模の自転車駐車場を設置することが困難であると市長が認めるときは、当該大規模施設を新設する者は、当該敷地に到達するために歩行する距離がおおむね250メートル以内である場所に、当該規模の自転車駐車場を設置することができる。

2　市長は、前項の規定にかかわらず、食料品を取り扱わない小売店舗及び飲食店の用に供する大規模施設のうち、別に定めるものについて、同項の規定により計算した台数に0.1以上1未満の範囲内で別に定める率を乗じて得た台数を、当該食料品を取り扱わない小売店舗及び飲食店の用に供する大規模施設に係る台数とすることができる。

（小規模施設を大規模施設とする場合における自転車駐車場の設置）

第10条　市街化区域内において小規模施設をこれと同一の対象用途に供する大規模施設とする者又は別表第3の左欄に掲げる対象用途に供する小規模施設を同表の右欄に掲げる対象用途に供する大規模施設とする者（区分所有に係る施設にあっては、施設面積の増加前から対象用途に供する部分を設置している者で、当該施設面積の増加を行わないもの（以下「他施設の設置者」という。）を含む。）は、当該施設面積の増加に係る部分における営業の開始前に、増加後の施設面積に応じ別表第2に掲げる台数の自転車を駐車することができる規模の自転車駐車場を、前条第1項の規定の例により設置しなければならない。

2　市街化区域内において、前項の規定の施行又は適用の際（以下この条において「基準時」という。）、現に設置されている小規模施設をこれと同一の対象用途に供する大規模施設とする者又は基準時に現に設置されている別表第3の左欄に掲げる対象用途に供する小規模施設を同表の右欄に掲げる対象用途に供する大規模施設とする者（区分所有に係る施設にあっては、他施設の設置者を含む。）に係る同項の台数については、同項の規定にかかわらず、増加後の施設面積に応じ別表第2に掲げる台数から増加前の施設面積に応じ同表に掲げる台数に0.9を乗じて得た台数（当該台数に1台未満の端数があるときは、これを切り上げた台数）を控除した台数とする。

3　前条第2項の規定は、前2項の規定により計算した食料品を取り扱わない小売店舗及び飲食店の用に供する大規模施設のうち、別に定めるものに係る台数について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「次条第1項及び第2項」と、「同項の規定」とあるのは「これらの規定」と読み替えるものとする。

（大規模施設の施設面積を増加させる場合における自転車駐車場の設置）

第11条　市街化区域内において大規模施設の施設面積を増加させる者又は施設面積の増加により別表第4の左欄に掲げる対象用途に供する大規模施設を同表の右欄に掲げる対象用途に供する大規模施設とする者（次項本文の規定の適用がある区分所有に係る施設にあっては、他施設の設置者を含む。）は、当該施設面積の増加に係る部分における営業の開始前に、増加後の施設面積に応じ別表第2に掲げる台数から増加前の施設面積に応じ同表に掲げる台数を控除した台数の自転車を駐車することができる規模の自転車駐車場を、第9条第1項の規定の例により設置しなければならない。

2　市街化区域内において、前項の規定の施行又は適用の際（以下「基準時」という。）、現に設置されている大規模施設の施設面積を増加させる者又は施設面積の増加により基準時に現に設置されている別表第4の左欄に掲げる対象用途に供する大規模施設を同表の右欄に掲げる対象用途に供する大規模施設とする者に係る同項の台数については、同項の規定にかかわらず、前条第2項の規定の例により計算した台数とする。ただし、前項の規定の施行又は適用の日以後当該施設面積の増加前に、当該大規模施設の施設面積が増加したため、この条例の規定により自転車駐車場を設置すべきであった者については、この限りでない。

3　第9条第2項の規定は、前2項の規定により計算した食料品を取り扱わない小売店舗及び飲食店の用に供する大規模施設のうち、別に定めるものに係る台数について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第11条第1項及び第2項」と、「同項の規定」とあるのは「これらの規定」と読み替えるものとする。

（大規模混合用途施設に係る自転車駐車場の規模）

第11条の2　市街化区域内において、大規模混合用途施設を新設する者（区分所有に係る施設にあっては、対象用途以外の用途に供する部分のみを設置する者を除く。）は、顧客の利用に供するため、対象用途に供する部分における営業の開始前に、その対象用途ごとに計算した台数を合計した台数の自転車を駐車することができる規模の自転車駐車場を、第9条第1項の規定の例により設置しなければならない。

2　市街化区域内において、小規模混合用途施設を大規模混合用途施設とする者（区分所有に係る施設にあっては、他施設の設置者を含む。）は、基準指数の増加に係る部分における営業の開始前に、その対象用途ごとに計算した台数を合計した台数の自転車を駐車することができる規模の自転車駐車場を、第9条第1項の規定の例により設置しなければならない。

3　市街化区域内において大規模混合用途施設に係る基準指数を増加させる者（次項において準用する前条第2項本文の規定の適用がある区分所有に係る施設にあっては、他施設の設置者を含む。）は、当該基準指数の増加に係る部分における営業の開始前に、その対象用途ごとに計算した台数を合計した台数の自転車を駐車することができる規模の自転車駐車場を、第9条第1項の規定の例により設置しなければならない。

4　第9条の規定は大規模混合用途施設の対象用途に係る第1項の計算について、第10条の規定は大規模混合用途施設の対象用途に係る第2項の計算について、前条の規定は大規模混合用途施設の対象用途に係る前項の計算について準用する。この場合において必要な技術的読替えは、別に定める。

（既存の大規模施設又は大規模混合用途施設の設置者等の努力義務）

第11条の3　大規模施設又は大規模混合用途施設を設置している次に掲げる者は、当該大規模施設又は大規模混合用途施設の利用者等による自転車の駐車需要に応じため、第9条から前条までの規定（第10条第2項及び第11条第2項（前条第4項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）を除く。）により計算した台数の自転車を駐車することができる規模の自転車駐車場を設置するよう努めなければならない。

（1）　大規模施設のうち第9条から第11条までの規定に適合しないもので、これらの規定の施行又は適用の際現に設置されていたため、これらの規定の適用を受けていないものを設置している者

（2）　大規模混合用途施設のうち前条の規定に適合しないもので、同条の規定の施行又は適用の際現に設置されていたため、同条の規定の適用を受けていないものを設置している者

（3）　大規模施設を設置している者のうち、第10条第2項又は第11条第2項の規定の適用を受けているもの

（4）　大規模混合用途施設を設置している者のうち、前条第4項において準用する第10条第2項又は第11条第2項の規定の適用を受けているもの

（自転車駐車場の設置の届出）

第12条　第9条から第11条の2までの規定により自転車駐車場を設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

（自転車駐車場の位置等の基準）

第13条　第9条から第11条の2までの規定により設置する自転車駐車場の位置、構造及び設備は、利用者の安全を確保するとともに、自転車を容易に駐車することができるものでなければならない。

（自転車駐車場の管理）

第14条　第9条から第11条の2までの規定により自転車駐車場を設置した者は、当該自転車駐車場をその設置の目的に適合するように管理しなければならない。

（承継）

第15条　第9条から第11条の2までの規定により自転車駐車場を設置すべき者（以下「設置義務者」という。）から大規模施設又は大規模混合用途施設（区分所有に係るものにあっては、対象用途に供される部分）を取得した者は、当該設置義務者の地位を承継する。

2　前項の規定により設置義務者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

（措置命令）

第16条　市長は、次の各号の一に該当する者に対し、期限を定めて、違反を是正するために必要な措置を命じることができる。

（1）　第9条から第11条の2までの規定に違反した者

（2）　第13条の規定に違反する自転車駐車場を設置した者

（3）　第14条の規定に違反した者

別表第2（第9条から第11条まで関係）

施設の種類	店舗面積	台数
食料品等小売店舗、 食料品を取り扱わない小売店舗、 コンビニエンスストア、 飲食店又は学習施設	5,000平方メートル未満	施設面積20平方メートルまでごとに1台の割合で計算した台数
	5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	5,000平方メートルを超える施設面積40平方メートルまでごとに1台の割合で計算した台数に250台を加算した台数
	10,000平方メートル以上	10,000平方メートルを超える施設面積60平方メートルまでごとに1台の割合で計算した台数に375台を加算した台数
遊技場、スポーツ施設 又はレンタルビデオ店	5,000平方メートル未満	施設面積15平方メートルまでごとに1台の割合で計算した台数
	5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	5,000平方メートルを超える施設面積30平方メートルまでごとに1台の割合で計算した台数に334台を加算した台数
	10,000平方メートル以上	10,000平方メートルを超える施設面積45平方メートルまでごとに1台の割合で計算した台数に501台を加算した台数
銀行、病院等又は官公署	5,000平方メートル未満	施設面積25平方メートルまでごとに1台の割合で計算した台数
	5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	5,000平方メートルを超える施設面積50平方メートルまでごとに1台の割合で計算した台数に200台を加算した台数
	10,000平方メートル以上	10,000平方メートルを超える施設面積75平方メートルまでごとに1台の割合で計算した台数に300台を加算した台数
博物館等	5,000平方メートル未満	施設面積70平方メートルまでごとに1台の割合で計算した台数
	5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	5,000平方メートルを超える施設面積140平方メートルまでごとに1台の割合で計算した台数に72台を加算した台数
	10,000平方メートル以上	10,000平方メートルを超える施設面積210平方メートルまでごとに1台の割合で計算した台数に108台を加算した台数
郵便局	5,000平方メートル未満	施設面積10平方メートルまでごとに1台の割合で計算した台数
	5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	5,000平方メートルを超える施設面積20平方メートルまでごとに1台の割合で計算した台数に500台を加算した台数
	10,000平方メートル以上	10,000平方メートルを超える施設面積30平方メートルまでごとに1台の割合で計算した台数に750台を加算した台数
映画館又はカラオケボックス	5,000平方メートル未満	施設面積30平方メートルまでごとに1台の割合で計算した台数
	5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	5,000平方メートルを超える施設面積60平方メートルまでごとに1台の割合で計算した台数に167台を加算した台数
	10,000平方メートル以上	10,000平方メートルを超える施設面積90平方メートルまでごとに1台の割合で計算した台数に251台を加算した台数

別表第3（第10条関係）

食料品等小売店舗	食料品を取り扱わない小売店舗
食料品等小売店舗	コンビニエンスストア
食料品を取り扱わない小売店舗	食料品等小売店舗
食料品を取り扱わない小売店舗	コンビニエンスストア
コンビニエンスストア	食料品等小売店舗
コンビニエンスストア	食料品を取り扱わない小売店舗

別表第4（第11条関係）

食料品等小売店舗	食料品を取り扱わない小売店舗
食料品等小売店舗	コンビニエンスストア
食料品を取り扱わない小売店舗	食料品等小売店舗
食料品を取り扱わない小売店舗	コンビニエンスストア
コンビニエンスストア	食料品等小売店舗
コンビニエンスストア	食料品を取り扱わない小売店舗



自転車駐車場付置義務及び京都市自転車等放置防止条例に関する問い合わせ先

京都市建設局自転車政策推進室

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488

電話：075-222-3565

FAX：075-213-0017

メール：jitenshaseisaku@city.kyoto.lg.jp

令和5年3月発行

京都市印刷物第043168号

